

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任範囲を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当職等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 下請負契約等に関する契約解除

- (1) 貴所との契約において、下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。））が解除対象者（1及び2に記載する要件に該当する者をいう。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除します。
- (2) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除するための措置を講じないときは、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

上記事項について、誓約いたします。

年 月 日

住 所
ご契約者名

免責事項及び紛争時解決方法に関する確認書

お引渡し後によく発生する事項で免責事項を設けさせていただいておりますのでご一読ください。

1 引き渡す子犬に関する免責事項

(1) チワワに関する泉門（頭頂部の頭蓋骨の閉鎖不全）

通常の犬（在来種や原種に近い犬）としては泉門は閉鎖しているのが通常ですが、チワワに関しては、改良の過程でほとんどのチワワに泉門の開きがありますので保証対象外とさせていただきます。泉門の大きな子犬に関しては超音波検査にて水頭症検査を行っていますが脳内の水の貯留が軽微なものについても保証対象外とさせていただきます。

(2) 短頭種の呼吸器に関する免責事項

短頭種（フレンチブル、ボストンテリア、パグ）に関して短頭種呼吸器症候群（鼻腔狭窄や軟口蓋過長など）に関してもこれら犬種の特性上保証対象外となります。

(3) 短頭種の背骨の変形に関する免責事項

通常の犬（在来種や原種に近い犬）に比べ短頭種は背骨の変形が指摘される事例が多くあります。フレンチブルドッグに関しては全国ほとんどの犬で変形（通常の犬との違い）が認められるとの報告があります。こちらも犬種特性上の事由ですので保証対象外となります。

(4) 原虫類（ジアルジア、トリコモナス）について全国の調査では生後1～9ヶ月の子犬では54.9%が陽性を示すというデータがあり90%が1歳になるまでに自然治癒するとされています。当犬舎では直接検鏡によって陰性を確認してからお引渡しを行っていますが、抗原が検出される場合があります。日和見感染と言われることもあり重症化することはありませんが検出された場合でも免責事項とさせていただきます。

(5) お引渡し後、お客様側で遺伝子検査を行い発症していない疾患が見つかった場合

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 子犬の仲介サイトやポータルサイトを含むインターネット上に誹謗中傷や低評価を書き込む行為
評価制度のあるサイトに低評価を相談なしにつける行為、公の場にて弊社の信用を毀損する記載又は公示をする者
- (2) 本件契約内容で合意した内容を超える請求（治療費、交通費、慰謝料など）を行う者
- (3) 暴言、嫌がらせ、社会通念上不適当と思われる言動を行う者
- (4) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 紛争時解決方法に関して

当社では20年以上子犬の販売を行い年間数百頭の子犬をお譲りしています。子犬の健康状態をお客様に対し虚偽の告知や告知事項の隠蔽を行わないことをお約束しております。お引渡し前の子犬は全頭2名以上の獣医師による検診を受けており診断書をお付けしております。生体は動物病院によって診断が違ふことが多くありますが子犬を受け取ってすぐに体調の変化や診断の違いなどが生じることがあり不安を覚えるお客様もおられます。どんな場合でも誠心誠意ご対応させていただいておりますのでまずはご連絡ください。解決に至らなかった場合や前項の不適当な行為をされた場合、お客様との契約を解除します。その場合子犬を返却し子犬代金以外の賠償請求は行えず、一切の異議を申し立てることは出来ません。

上記事項について、確認し了承いたします。

年 月 日

住 所
ご契約者名